

JIS X 8341の読み方講習 (共通編)

榎原直樹

2023/11/21

X 8341シリーズ

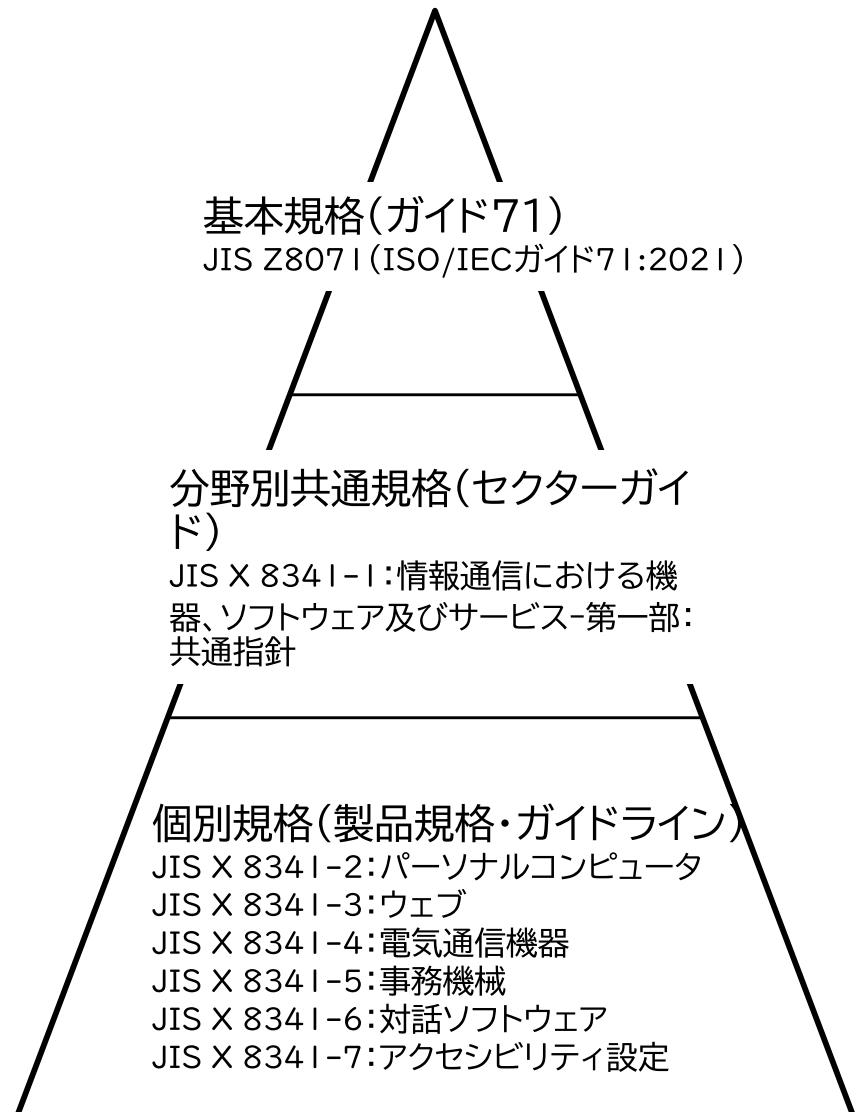
- もうすぐ20周年
 - JIS X 8341-1は2004年に制定
- 番号の由来
 - 通常JIS番号は、既存の番号から順番に、もしくはISOの番号と対応させるなどして選ぶ
 - しかしX 8341は語呂合わせ(やさしい)のために飛んでいる
 - 当時の経産省の担当者が決めたと制定記念のパーティで言っていた…
- しかし20年たって、アクセシビリティは「やさしい」ものから「必須」のものになった
- 番号はそのままでも、私たちの意識を変えるべきとき

JIS閲覧方法

- ウェブで公開されています
 - JISC 日本産業標準調査会
 - <https://www.jisc.go.jp/index.html>
 - ただし「解説」は公開されてません

高齢者・障害者配慮設計指針の全体構成

- 第1部:共通指針
- 第2部:パソコンコンピュータ
- 第3部:ウェブ
- 第4部:電気通信機器
- 第5部:事務機械
- 第6部:対話ソフトウェア
- 第7部:アクセシビリティ設定



JIS Z 8071:2017

- 規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針
 - ISO/IEC Guide71:2014(IDT)
 - 高齢者や障害者のニーズに対応した製品、サービス、建築環境のアクセシビリティ要件と標準の推奨事項に対するためのガイドライン

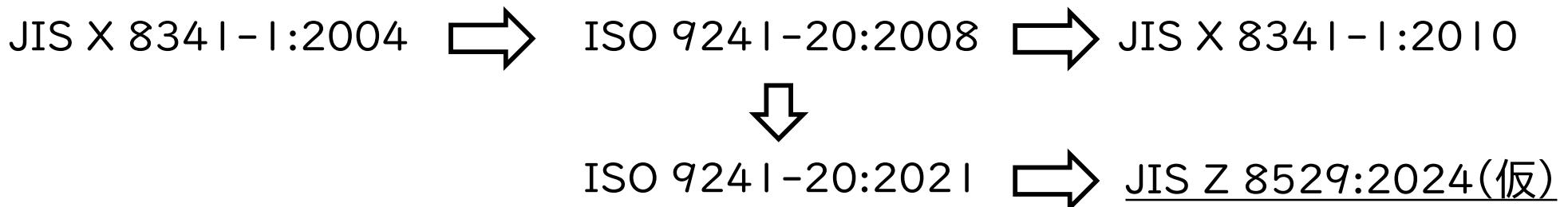
略号	対応の程度
IDT	一致
MOD	修正
NEQ	同等でない

JIS X 8341-1:2010

- 第1部:共通指針
 - ISO 9241-20:2008(IDT)
 - 情報通信機器全般をカバーする規格
 - 高齢者・障害者配慮設計を理解するうえで重要な概念や規定が盛り込まれている

ISO 9241-20の改正

国際提案



- 2004年に日本で作成したX 8341-1を国際提案
- これを基にISO 9241-20 が制定された
- 現在の JIS X 8341-1はISO化の際に調整された内容に合わせてIDTとして改正されたもの
- 本来は対応国際規格に合わせてJISも改正することになるが、9241-20が大きく変化しているため、ピラミッド構造を維持するために別規格として、新たにJIS Z 8529を制定すること
- これにより、JIS X 8341-1は対応国際規格なしとなる予定

ISO9241-20の改訂内容

ISO 9241-20:2008 → ISO 9241-20:2021

- ・他の人間工学関連規格との整合性
 - ・アクセシビリティの要請が高まるとともに、技術の進歩によりアクセシビリティに関わる技術が多様化
 - ・インタラクティブシステムの人間中心設計に関する規格が整備された
- ・対象範囲の拡大
 - ・ICT機器に関するアクセシビリティから、人とシステムのインタラクティブに関するアクセシビリティ全般へ

JIS X 8341-2:2014

- 第2部:パーソナルコンピュータ
 - ISO/IEC 29136:2012(IDT)
 - パソコンのハードウェアについての規格
 - 以前はハード/ソフトをカバーする規格だったが、第6部ができるで分割した
 - このため、第6部と一緒に読むことを推奨する

JIS X 8341-3:2016

- 第3部:ウェブコンテンツ
 - ISO/IEC 40500:2012(IDT)
 - WCAG2.0(2008)をISO化したもの
 - 現在WCAG2.2が勧告されているので, ISO化の後にJISの更新が行われる予定
 - 使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができますようにすることを目的としている
 - アクセシビリティの品質基準
 - レベルA、レベルAA、レベルAAAの達成基準が定められている

JIS X 8341-4:2018

- 第4部:電気通信機器
 - 対応国際規格なし
 - 現在改正作業中(2024年頃公開?)
 - これまで電気通信機器のハードに関する記述のみだったが、産業標準化法でサービスの記述が可能になり、これまで附属書にあった電気通信サービスについても本文に記載した
 - これを元にITU F.790の対応国際規格となる予定
 - 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に関連して電話リレーサービスについても追加

JIS X 8341-5:2022

- 第5部:事務機器
 - ISO/IEC 10779:2020(IDT)
 - 諸外国のICTアクセシビリティ基準の改正を受けて、対応国際規格ISO/IEC 10779が2020年に改正
 - それにあわせて2022年に改正
 - コピー機、大型FAX、プリンター及びそれらの複合機などを対象にしている
 - 家庭用FAXは第4部を参照

日本産業規格(JIS)を制定・改正しました(2022年6月分) (METI/経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220620002/20220620002.html>

JIS X 8341-6:2013

- 第6部:対話ソフトウェア
 - ISO 9241-171:2008(IDT)
 - ISOからの翻訳規格
 - 現在ISOの改正作業が進行中*
 - ISOの改正が終了後にJISも改正予定
 - ソフトウェア全般に対するアクセシビリティ

*ISO/AWI 9241-171 - Ergonomics of human-system interaction — Part 171: Guidance on software accessibility
<https://www.iso.org/standard/86308.html>

JIS X 8341-7:2011

- 第7部:アクセシビリティ設定
 - ISO/IEC 24786:2009(IDT)
 - アクセシビリティ機能の名称と機能, 呼び出し方法を定義している
 - 異なるOSでも, 利用者がアクセシビリティ機能を見つけるようにしている
 - アクセシビリティ機能を実装する場合は, 独自の名前を付けず, 挿える

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- 障害者差別解消法
 - 不当な差別的取扱いの禁止
 - 正当な理由なく障害を理由として差別することを禁止
 - 「合理的配慮」の提供
 - 何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲(=「過重な負担」のない範囲)で対応すること(「合理的配慮の提供」)
 - 2024年4月1日から民間企業にも義務化
 - 環境の整備
 - 個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努めることを求めている

参考:障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

アクセシビリティは合理的配慮か？

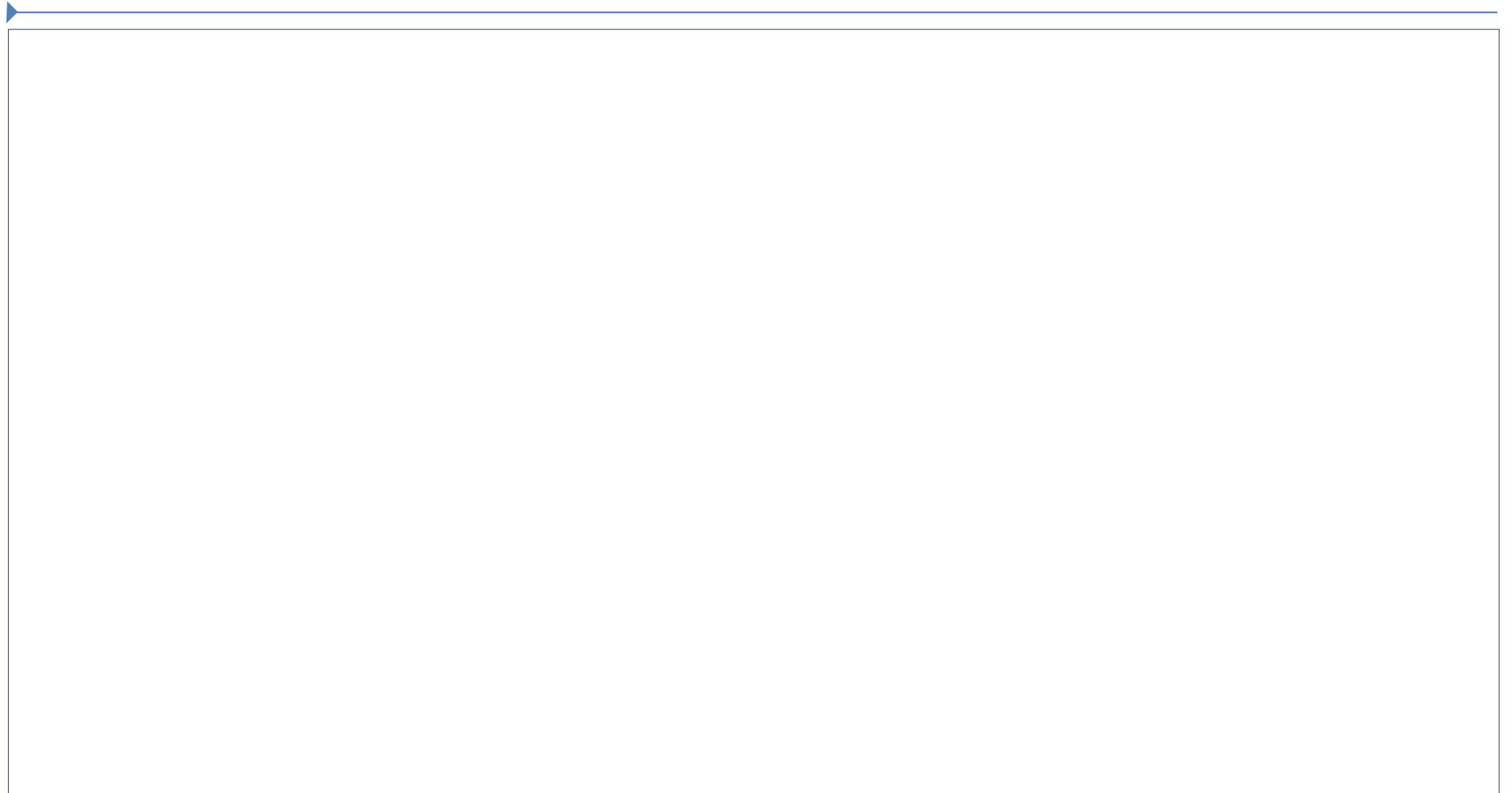
「環境整備」にあたる

「合理的配慮の提供」(法律第七条、第八条)と「環境の整備」(法律第5条)の関係

- ・ 「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。
 - 例1. 車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」
 - 例2. スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
 - 例3. ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」
 - 例4. 音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」
- ・ 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

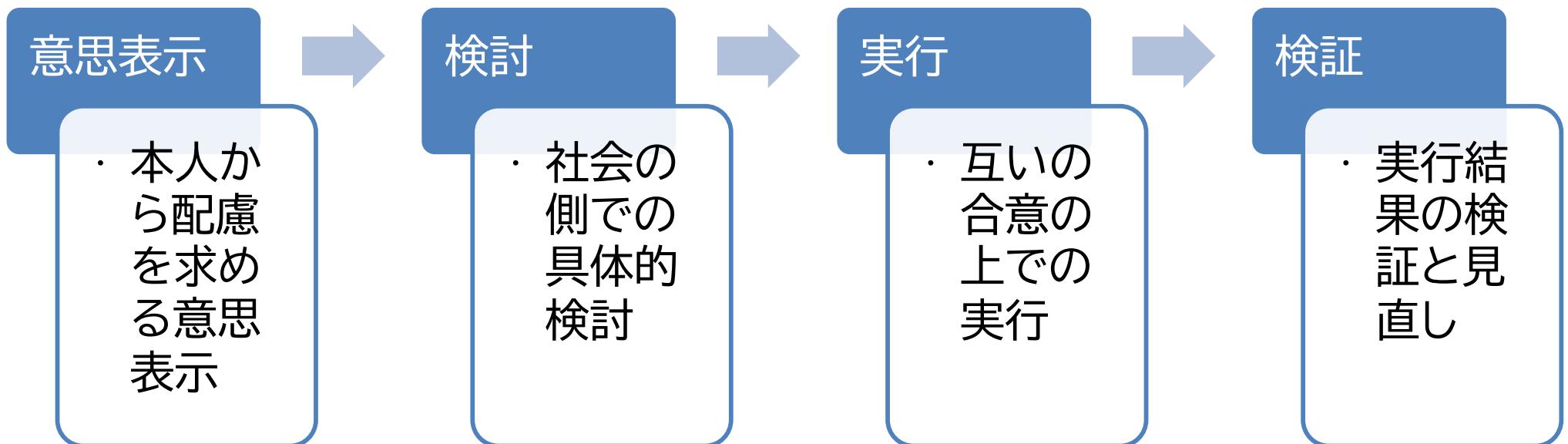
引用元:公的機関に求められるウェブアクセシビリティ対応https://www.soumu.go.jp/main_content/000674055.pdf

環境の整備とは



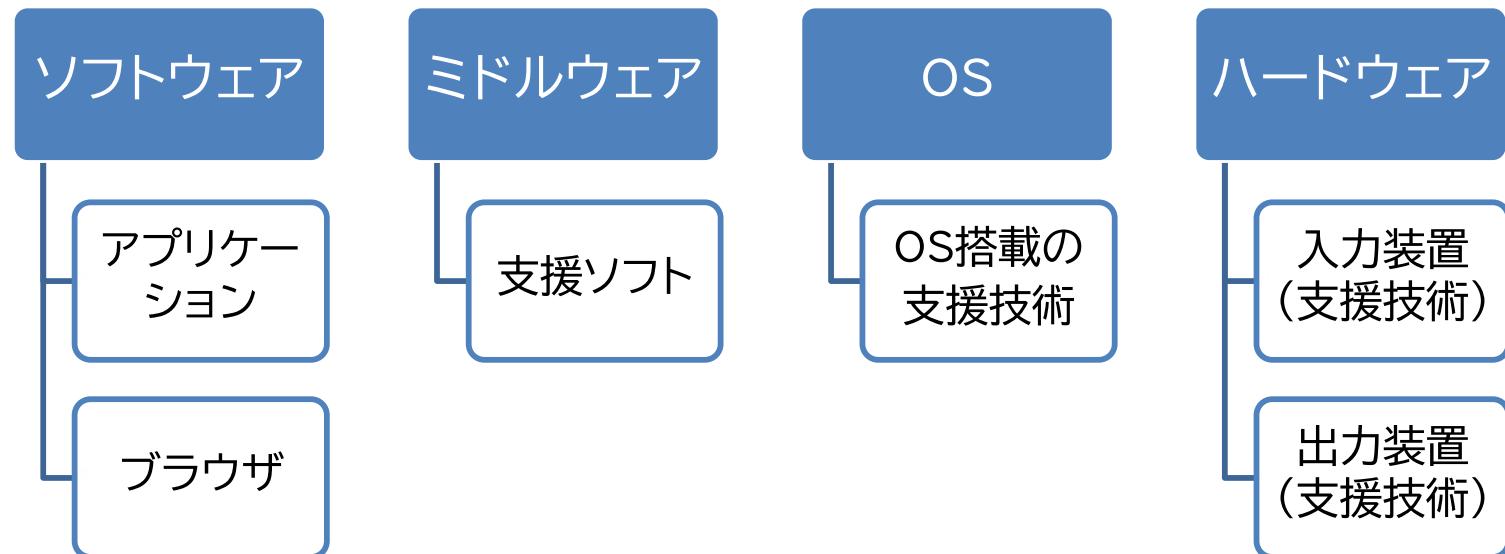
図は「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/kankyonoseibi/> より引用

合理的配慮の難しさ



福祉機器及び支援機器との互換性の提供

- ・アクセシビリティは単独で実現するものではなく、支援技術の利用を前提に
- ・そのためにも支援技術に対する理解を



システムのアクセシビリティ

- X 8341は個別規格
 - こうもり問題が発生しやすい
 - 例:コンビニでの証明書の自動交付装置
- システムを構築するときは、複数の規格を参考にすること
 - レジなど省人化によって機械化されていく
 - JIS Xシリーズの対象外の機器であっても、アクセシビリティは求められる
- システム間でのアクセシビリティは特に注意

まとめ

- 広範な規格を読み解くために、まずは全体像を把握してください
- 様々な法律によって、アクセシビリティはより具体的に求められています
- 機器単体でのアクセシビリティ対応ではなく、支援技術の利用を想定する
- システムを意識すること